登記基準点測量作業規程運用基準

第１章　総　則

（目的）－規程第１条

第１条　登記基準点測量作業規程の運用については，この運用基準に定めるところによる。

（器械及び器材）－規程第５条

第２条　登記基準点測量に用いる器械及び器材は，別表第1に定める性能又は規格を有するものでなければならない。

２　観測に使用する機器は，所定の検定を受けたものとし，適宜，点検及び調整するものとする。

第２章　現地踏査

（現地踏査）－規程第７条

第３条　規程第9条に掲げる基準点等の現地踏査においては，収集した資料に基づいて，基準点標識の保存状態並びに登記基準点測量の基礎とすることの可否について調査を行うものとする。

第３章　登記基準点測量

第１節　総　則

（登記基準点測量の準備）－規程第８条

第４条　登記基準点測量の計画においては，基準点及び登記基準点の配置及び精度並びに世界測地系への座標変換の必要性についてまとめるとともに，登記基準点の位置及び路線の選定方法に基づいて測量の計画図（以下「平均計画図」という。）を作成するものとする。

（既知点の種類等）－規程第３条

第５条　既知点の種類，既知点間の距離及び新点間の距離は別表第4に定めるところによる。

（基準点等の座標変換）－規程第９条

第６条　登記基準点測量の基礎として基準点等を使用する場合において，当該基準点等が測量法第11条に定める基準に適合していない場合は，別表第2により座標変換を行うものとする。

（登記基準点の点検測量）－規程第12条

第７条　登記基準点の点検測量は，別表第3に定めるところによる。

第２節　登記基準点測量

（登記基準点測量）－規程第８条

第８条　登記基準点測量の作業方法は別表第5に定めるところによる。

（標識の規格及び設置方法）－規程第16条

1. 登記基準点測量の標識の規格及び設置方法は，別表第6に定めるところによる。

２　3～4級登記基準点には，標杭を用いることができる。

（観測，測定及び計算）－規程第17条

第10条　登記基準点測量における観測及び測定は，必要に応じて，水平角，鉛直角，器械高，目標の視準高，距離，温度，気圧，基線ベクトル及び高低差について行うものとする。測標水準測量は直接水準測量により行うものとするが，地形，その他の状況により間接水準測量を併用することができる。

２　前項における観測及び測定の方法は，別表第7に定めるところによる。

３　観測における許容範囲は，別表第8のとおりとする。

４　観測及び測定において偏心がある場合には，別表第9に定めるところにより，偏心要素を測定するものとする。

５　計算の単位は，別表第10に定めるところによる。

６　点検計算の許容範囲は，別表第11に定めるところによる。

７　平均計算は，別表第12に定めるところによる。

（成果）－規程第17条

第11条　登記基準点測量の成果は，次に掲げるものを標準とする。

⑴　成果表

⑵　登記基準点網図

⑶　観測手簿

⑷　観測記簿

⑸　計算簿

⑹　点の記

⑺　建標承諾書

⑻　精度管理表

⑼　点検測量簿

⑽　平均図

⑾　測量標の地上写真

⑿　基準点現況調査報告書

⒀　その他の資料

附　則

この規程は，平成20年7月10日から施行する。

附　則（別表第1、別表第4、別表第5、別表第7、別表第8、別表第9、別表第10、別表第11、別表第12、別表第13、別表第14、別表第15）

この規程は，平成26年7月18日から施行する。

附　則（別表第1、別表第4、別表第5、別表第7）

この規程は，平成30年4月25日から施行する。

附　則（別表第3～5、別表第7、別表第9～12、別表第15）

この規程は，令和5年12月14日から施行する。